

5. 緑に関する施策等の方針の設定

5-1. 4つの主要機能別の緑地の配置計画

5-1-1. 緑地の配置方針

系統別緑地の配置計画では、『環境保全』『レクリエーション』『防災』『景観』の観点から、これらの機能を持った緑地が効果的にネットワークを構成または緑のネットワークによりその機能を発揮できるように緑地等を配置する必要がある。

5-1-2. 緑地の配置計画

1) 環境保全系統からみた緑地の配置計画

緑の環境保全機能を活用して都市環境の改善を進め、都市生活と自然環境が共生した快適なまちづくりを進めるために適切な配置と維持に努める。更に、阿寒国立公園の56%を占める本町においては、自然な環境の保全は観光振興への寄与に向けた観点からもその重要な役割を担う。

(1) 水と緑の骨格となる緑

- ・弟子屈町の市街地を流れる釧路川と鑑別川等の河川は、水と緑の骨格として重要な河川。
- ・グリーントネルや(仮)湯の島緑地等の残存樹林がまとまりのある緑となり、市街地の緑の骨格を形成。
- ・さらに、都市計画区域では、南北に流れる釧路川は本町の自然環境の象徴であり、生物の広域的な移動ルートとして重要な緑地となっている。
- ・これらの水と緑の骨格を保全・活用し、本町の都市環境の形成に努める。

(2) まちの背景となる緑

① 地域森林計画対象民有林

- ・市街地の周辺には、背景となる山地・丘陵地や平地に樹林地があり、本町の面的な緑として重要であるため保全に努める。

② 農業振興地域農用地区域

- ・広大な農業地は、牧草地等を生産しており、本町の面的な緑として重要であり、保全に努める。

③ 条例等による緑

- ・町内では、鑑別北海道環境緑地保護樹林、北海道記念保護樹木（弟子屈小学校）、弟子屈町の名木が指定されており、今後も適正な保全・育成を図ることにより町内の町の自然環境の保全に努める。

【対象となる名木】・・・モミジ、エゾノコリンゴ、ヤチダモ

(3) 拠点となる緑

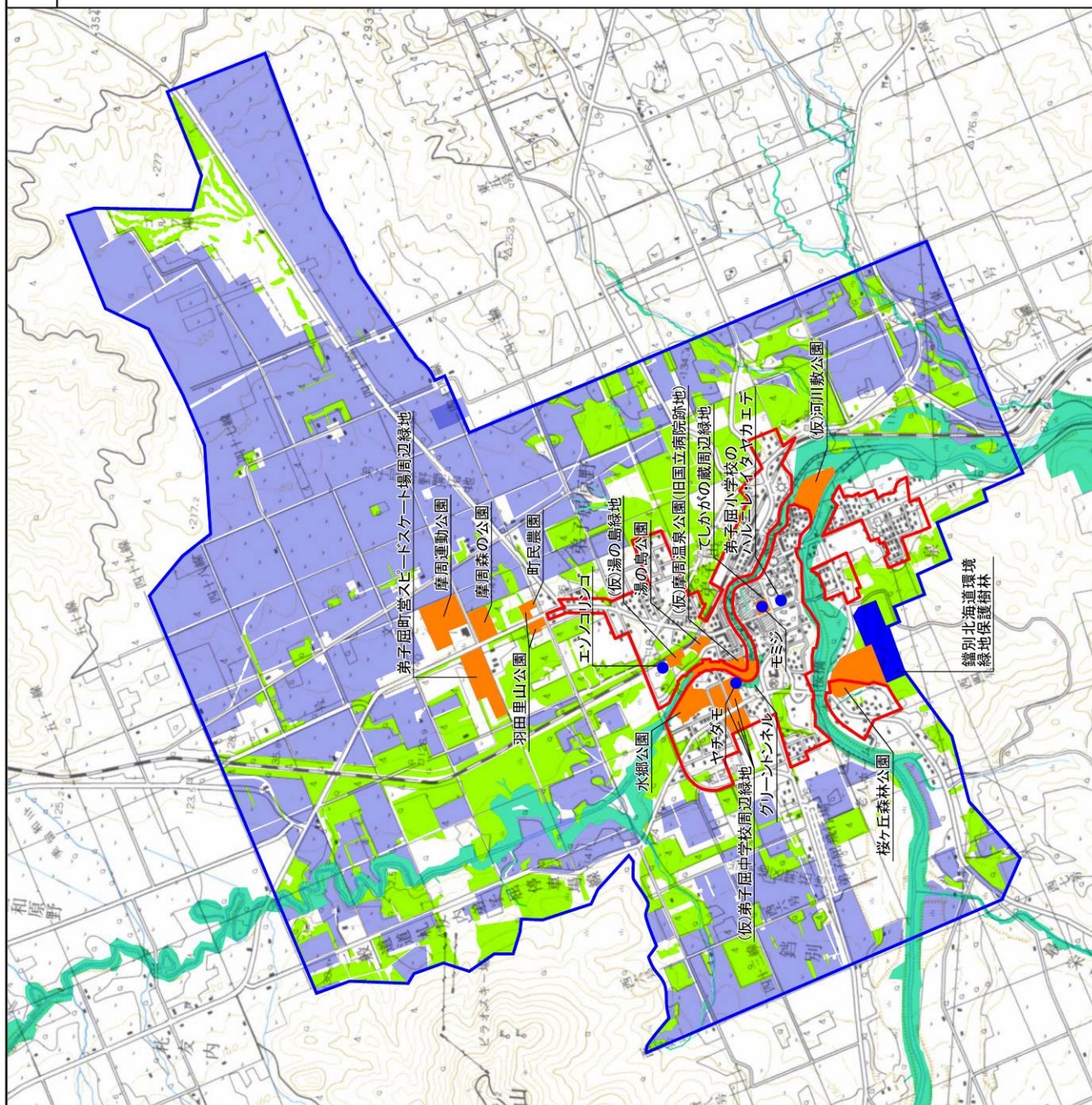
- ・市街地郊外の摩周森の公園、摩周運動公園、弟子屈町営スピードスケート場周辺緑地、羽田里山公園、桜ヶ丘森林公園や市街地の釧路川河川緑地の水郷公園、湯の島公園、(仮)摩周温泉公園（旧国立病院跡地）用地を緑の拠点として位置づけ、生物の移動経路や自然とふれあえる空間として保全・活用に努める。
- ・さらに、てしかがの蔵周辺緑地や(仮)河川敷公園、(仮)弟子屈中学校周辺緑地を新たな環境保全の拠点として位置づけ、市街地の緑豊かな空間となるよう努める。
- ・また、弟子屈神社、顕正寺は、市街地の中でも緑豊かな空間であり、これらの樹木の保全を促します。

【対象となる施設緑地】

- ・水郷公園、湯の島公園、(仮)摩周温泉公園（旧国立病院跡地）、(仮)弟子屈中学校周辺緑地、(仮)河川敷公園、てしかがの蔵周辺緑地、桜ヶ丘森林公園、摩周運動公園、弟子屈町スピードスケート場周辺緑地、摩周森の公園、羽田里山公園、

図5-1-1 環境保全系統緑地配置計画図

- 凡例
- 水と緑の骨格となる緑
 - まちの背景となる緑
 - 農業振興地域農用地区域
 - 地域森林計画対象民有林
 - 条例等による緑
 - 拠点となる緑
 - 都市計画区域
 - 用途地域



2) レクリエーション系統からみた緑地の配置計画

スポーツや自然との触れ合いなど、多様化するレクリエーションの需要に応えるため、日常的レクリエーションや広域的レクリエーションの場となる公園・緑地等についてバランスを考慮しながら配置する。

(1) 日常圏を対象とした緑

- ・市街地内の日常的に利用できる都市公園や公共施設緑地を適正なバランスを考慮して配置する。
- ・さらに、レクリエーション空間として、質の高い空間整備や美しい施設とするための維持管理を実施する。

【対象となる都市公園・公共施設緑地】

- ・(仮)泉ヶ丘公営住宅内公園（泉ヶ丘公園、泉ヶ丘公住広場、泉子供の広場）、おひさま公園、(仮)鈴蘭公園、湯の島公園、湯の島広場、見晴台公園、(仮)新泉ヶ丘団地園地、

(2) 町全域を対象とした緑地

- ・摩周運動公園、摩周森の公園、桜ヶ丘森林公園、弟子屈町スピードスケート場、羽田里山公園、(仮)湯の島緑地は、町民を対象とした施設であり、次世代に引き継ぐよう維持管理を行い、弟子屈町のスポーツ振興や健康増進などの多目的な活動に対応した空間形成に努める。
- ・また、釧路川河川緑地の(仮)摩周温泉公園（旧国立病院跡地）、(仮)河川敷公園やてしかがの蔵周辺緑地を整備配置する。弟子屈中学校跡地の一部を憩いの広場、多目的運動広場（町営陸上競技場）を公園・緑地として整備し、町営野球場用地と合わせた施設として、町内外利用者のレクリエーション需要に対応できる施設整備を推進する。
- ・民間施設緑地である弟子屈カントリークラブについては、広域的な利用があることから、施設の維持が期待される。

【対象となる都市公園・公共施設緑地】

- ・水郷公園、(仮)摩周温泉公園（旧国立病院跡地）、(仮)弟子屈中学校周辺緑地、(仮)河川敷公園、てしかがの蔵周辺緑地、桜ヶ丘森林公園、摩周運動公園、弟子屈町スピードスケート場周辺緑地、摩周森の公園、羽田里山公園

【対象となる民間施設緑地】

- ・弟子屈カントリークラブ

(3) レクリエーションのネットワーク形成

- ・レクリエーション利用効果を高めるため、摩周運動公園、摩周森の公園、桜ヶ丘森林公園、水郷公園、弟子屈町スピードスケート場周辺緑地等の拠点となる公園・緑地等をつなぐ道路の街路樹緑化に努める。また、釧路川、鑑別川等の河川敷、グリーントネル、(仮)湯の島緑地等の維持管理を行い、レクリエーション活動を支える緑のネットワーク化に努める。

【対象となる地域制緑地】…釧路川、鑑別川等

【対象となる道路】

- ・3・2・6湯の島通、3・3・1日の出通、3・4・2駅前通、3・4・4栄橋通、3・4・7弟子屈通、3・4・9中学校通

3) 防災系統からみた緑地の配置計画

弟子屈町地域防災計画を踏まえ、災害の防止あるいは災害時における避難路や避難場所、その機能保全に必要となる緩衝緑地、さらには災害復興の拠点など災害に強いまちづくりを推進していくため防災系統の緑地を次のように配置する。さらに、弟子屈町は「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に含まれており、町の防災中枢機能を担う地域防災拠点整備が望まれており、配置計画において位置づけを行う。

これらのことから弟子屈町の防災機能をさらに強化するために、以下の方針から緑地の配置計画を策定するものとする。

■多様な災害に対応可能な計画的・効率的公園配置と機能分担の展開

- ・ 防災拠点となる公園緑地の配置
- ・ 公園緑地の防災の観点からの位置づけの明確化

(1) 災害から市街地を守る緑地

①河川区域

- ・ 市街地における災害を防止するため、河川等の防火帯、延焼遮断帯となる緑地の整備や水害を主とする水防訓練活動や水害の復興に資する公園緑地の整備を推進する。
- ・ また、河川区域に隣接するグリーントネル等の残存緑地の保全に努める。

②地域森林計画対象民有林

- ・ 自然災害を防止するため、地域森林計画対象民有林等の樹林地の保全に努める。

③条例等による緑

- ・ 自然災害を防止するため、釧別北海道環境緑地保護樹林の保全に努める。

(2) 災害時の安全を確保する公園・緑地

- ・ 市街地内の都市公園や公共施設緑地等は、学校等の避難所・避難場所の補完機能を有しており、災害時の一時避難場所や災害復旧活動の場として活用する。
- ・ 特に、改築する弟子屈中学校を防災の核として位置づけ、弟子屈中学校改築後の跡地の憩いの広場、多目的運動広場（町営陸上競技場）や町営野球場用地を包括した地域防災拠点として位置づけ、再整備を行う。
- ・ さらに、地域における物資集配、救援、ボランティア活動などの拠点としても活用できるよう、都市公園や公共施設緑地等を適切に配置する。

【対象となる都市公園・公共施設緑地】

- ・ (仮)泉ヶ丘公営住宅内公園（泉ヶ丘公園、泉ヶ丘公住広場、泉子供の広場）、おひさま公園、(仮)鈴蘭公園、湯の島公園、水郷公園、(仮)摩周温泉公園（旧国立病院跡地）、(仮)弟子屈中学校周辺緑地、(仮)河川敷公園、てしかがの蔵周辺緑地、湯の島広場、見晴台公園、(仮)新泉ヶ丘団地園地

(3) 防災機能を高める緑のネットワーク化

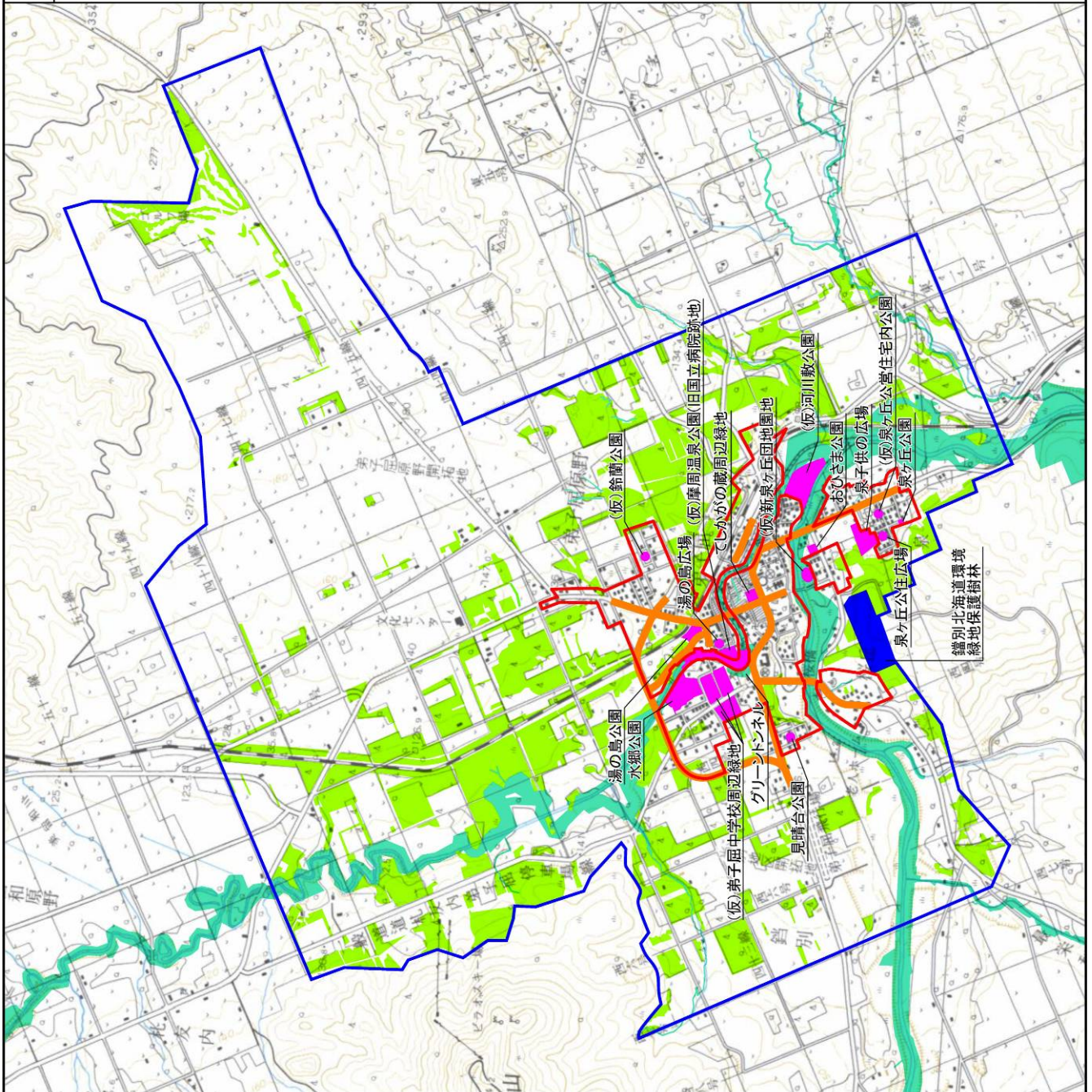
- ・ 市街地内の災害時の安全を確保するため、避難場所までの安全な経路等となる緑化道路の維持管理・整備を図る。

【対象となる道路】

- ・ 3・2・6湯の島通、3・3・1日の出通、3・4・2駅前通、3・4・3阿寒下釧別通、3・4・4栄橋通、3・4・7弟子屈通、3・4・9中学校通

図5-1-3 防災系統緑地配置計画図

- 凡例
- 災害から市街地を守る緑地
 - 河川区域
 - 地域森林計画対象民有林
 - 条例等による緑
 - 災害時の安全を確保する緑地
 - 防災機能を高める緑のネットワーク化
 - 都市計画区域
 - 用途地域



4) 景観系統からみた緑地の配置計画

本町の郷土的景観や市街地のランドマーク、シンボルとなるような景観によって特色あるまちづくりを推進していくため、景観構成系統の緑地を次のように配置する。

(1) 郷土的景観を構成する緑地

- ・町内では、鑑別北海道環境緑地保護樹林、弟子屈町の名木、北海道記念保護樹木（弟子屈小学校）が指定されており、今後も適正な保全・育成を図るとともに、新たな樹木・樹林を指定し、町内の郷土景観の保全に努める。
- ・市街地内には、弟子屈神社や顕正寺、グリーントネル、(仮)湯の島緑地等の残存樹林地は、本町の郷土景観を構成する象徴的な緑地空間を形成しており、今後も適正な保全・育成・活用を促し、図る。

【対象となる地域制緑地】

- ・鑑別北海道環境緑地保護樹林、弟子屈町の名木（モミジ、エゾノコリンゴ、ヤチダモ）、北海道記念保護樹木（弟子屈小学校）

【その他の緑】

- ・弟子屈神社、顕正寺、グリーントネル、(仮)湯の島緑地

(2) 景観を構成する緑地

①農業振興地域農用地区域

- ・町内の農業地等は、弟子屈町の基盤となる自然景観を形成しており、緑の保全に努める。

②河川区域

- ・釧路川、鑑別川等の河川や河川沿いの樹林地等は、本町の骨格を形成する景観を構成しており、緑の保全に努める。

③地域森林計画対象民有林

- ・町内の樹林地は、弟子屈町の基盤となる自然景観を形成しており、緑の保全に努める。

(3) 都市景観を構成する緑地・道路

- ・都市公園、公共施設緑地や道路の街路樹等は、都市景観の向上を図る上で重要な緑であり、さらに緑の質の向上に努める。
- ・また、釧路川河川緑地の水郷公園、(仮)摩周温泉公園（旧国立病院跡地）、(仮)河川敷公園のほか、てしかがの蔵周辺緑地や(仮)弟子屈中学校周辺緑地、泉ヶ丘公営住宅内の公園・緑地整備等により、新たな都市景観の向上に努める。
- ・さらに、市街地の商業・業務地や住宅地は、都市景観を構成する要素として重要であることから、庭木や花壇等の育成・緑化を行い街並み形成に努める。

【対象となる施設緑地】

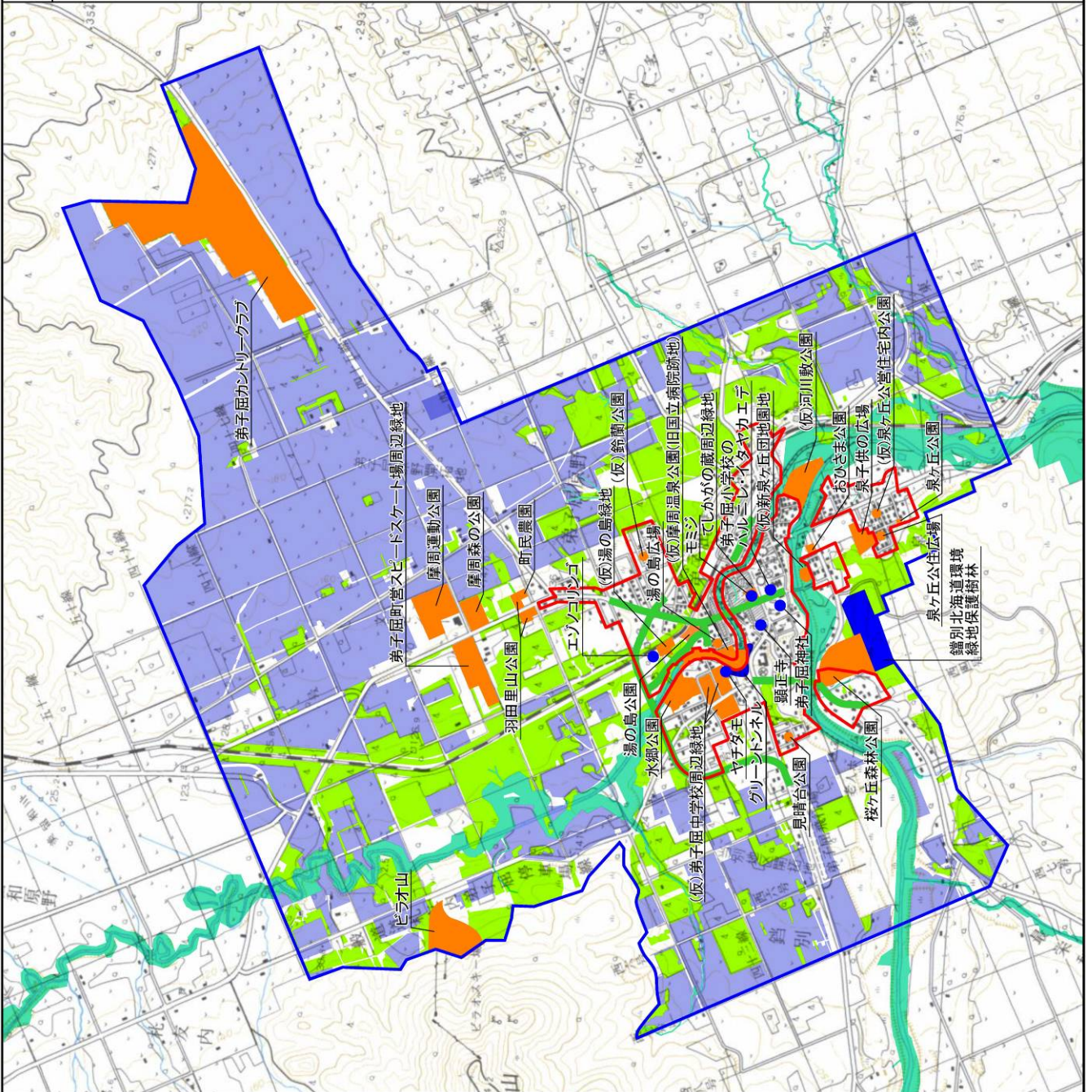
- ・(仮)泉ヶ丘公営住宅内公園（泉ヶ丘公園、泉子供の広場、泉ヶ丘公住広場）、おひさま公園、(仮)鈴蘭公園、湯の島公園、水郷公園、(仮)摩周温泉公園（旧国立病院跡地）、(仮)弟子屈中学校周辺緑地、(仮)河川敷公園、てしかがの蔵周辺緑地、桜ヶ丘森林公園、摩周運動公園、弟子屈町営スピードスケート場周辺緑地、摩周森の公園、湯の島広場、見晴台公園、(仮)新泉ヶ丘団地園地、ピラオ山、弟子屈カントリークラブ

【対象となる道路】

- ・3・2・6湯の島通、3・3・1日の出通、3・4・2駅前通、3・4・4栄橋通、3・4・7弟子屈通、3・4・9中学校通

図5-1-4 景観系統緑地配置計画図

- 凡例
- 郷土的景観を構成する緑地
 - 景観を構成する緑地
 - 農業振興地域農用地区域
 - 河川区域
 - 地域森林計画対象民有林
 - 都市景観を形成する緑地・道路
 - 都市公園等
 - 道路
 - 都市計画区域
 - 用途地域



5-2.総合的な緑地の配置計画

本町の骨格的緑地や重要な緑地、ネットワークの形成にとって重要な緑地等の保全、創出の対象となるよう配置する。

1) 骨格的緑地の保全・創出

①農業振興地域農用地区域

・農業振興地域は、町の背景となる緑地であり、保全に努める。

②河川区域

・釧路川や鑑別川等の水辺や緑地を骨格的緑地として位置づけ、保全、創出を図る。

【対象となる河川（河川区域）】

・釧路川、鑑別川、ラビモクコネ川、仁多川、最栄利別川、オシャマンナイ川、モミジ川、無名川18、無名川19、無名川21、無名川22、無名川23、無名川47、無名川48

③地域森林計画対象民有林

・地域森林対象民有林は、町の背景となる緑地であり、保全に努める。

2) 重要な緑地の配置

①施設緑地

・都市計画区域内の都市公園や公共施設緑地、民間施設緑地については、住民のレクリエーション等にとって重要な緑であることから、保全・創出を図る。

②条例等による緑

・鑑別北海道環境緑地保護樹林、弟子屈町の名木、北海道記念保護樹木（弟子屈小学校）が指定されており、今後も適正な保全・育成を図る。

③その他の緑

・弟子屈神社や顕正寺、グリーントンネル、(仮)湯の島緑地、等の残存樹林地は、本町の郷土景観を構成する象徴的な緑地空間を形成しており、今後も適正な保全・育成・活用を促し、図る。

3) ネットワークの形成

・町内の幹線道路等の街路樹等は、都市の緑と緑を結ぶネットワークを形成する上で重要な緑であり、さらに緑の質の向上に努める。

図 5-2-1. 4つの観点からの総合計画のまとめ

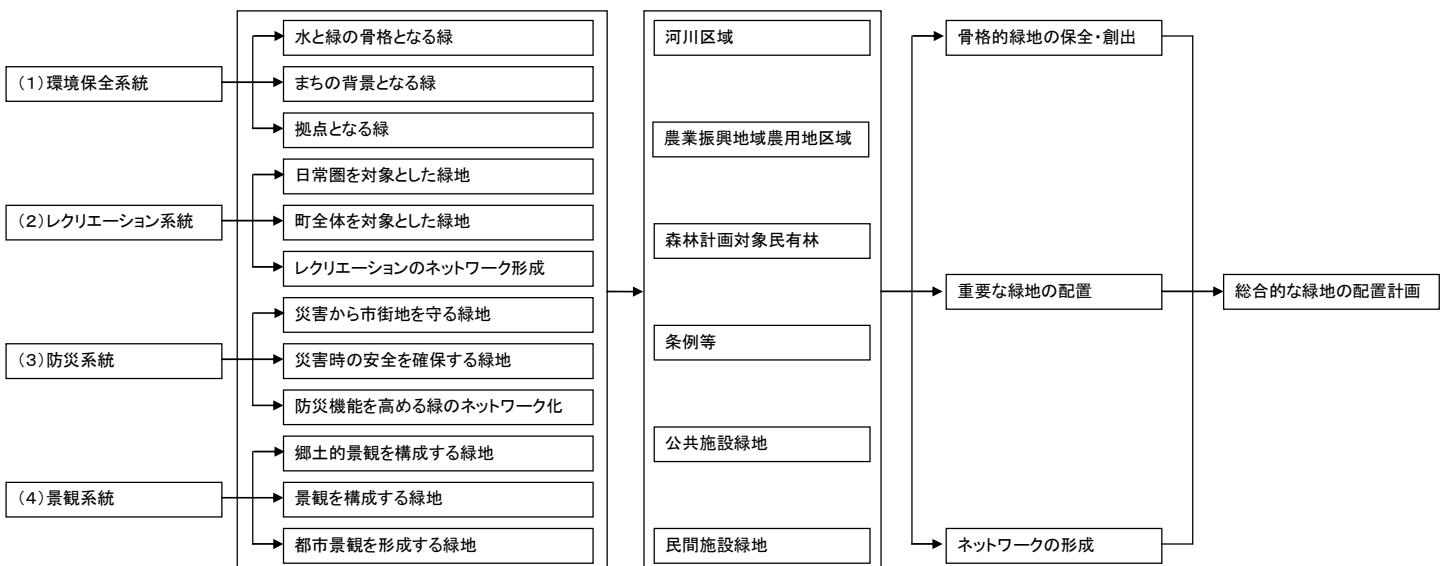


図5-2-2 総合的緑地配置計画図

- 凡例
- 骨格的緑地の保全・創出
- 農業振興地域農用地区域
- 河川区域
- 地域森林計画対象民有林
- 重要な緑地の配置
- 条例等による緑
- 施設緑地
- その他の緑
- ネットワークの形成
- 都市計画区域
- 用途地域

